

国立大学法人鳴門教育大学内部統制に関する規則

平成30年 2 月15日

規則第 1 号

改正 平成31年 3 月13日規則第20号

令和 2 年 3 月19日規則第12号

令和 6 年 4 月10日規則第 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）が、本学の使命を果たすため中期目標等に基づき実施する業務について有効性及び効率性の向上、法令等の遵守、資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保し、業務の適正を確保するための内部統制について必要な事項を定める。

(内部統制委員会)

第2条 本学に内部統制委員会を置き、国立大学法人鳴門教育大学役員会をもって充てる。

2 内部統制委員会は、本学における内部統制の整備及び運用について、継続的に見直しを行う。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関しその最終責任を負う。

(内部統制統轄責任者)

第4条 本学に、内部統制統轄責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 統轄責任者は、内部統制の整備及び運用に関する業務全般を統括する。

3 統轄責任者は、本学の内部統制の整備及び運用の状況について、少なくとも毎年度1回以上調査し、その結果を内部統制委員会に報告する。

4 統轄責任者は、必要に応じ役職員と面談を行い、内部統制の整備及び運用の状況を確認するものとする。

(内部統制推進責任者)

第5条 本学に内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、理事、副学長、特命部長、総務部長及び教務部長をもって充てる。

2 推進責任者は、統括責任者を補佐し、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を行う。

3 推進責任者は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用に関し必要な情報を統括責任者に報告するとともに、統轄責任者からの情報を内部統制推進担当者に伝達するものとする。

(内部統制推進担当者)

第6条 本学に内部統制推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置き、経営企画戦略課長並びに総務部及び教務部の各課長をもって充てる。

2 推進担当者は、所属する課に係る業務について適正かつ効率的に業務が行われるよう、また、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び当該リスクへの対応を可能とするため、マニュアル・業務フロー等の整備をするものとする。

- 3 推進担当者は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用について必要な情報を推進責任者に報告するとともに、推進責任者からの情報を業務に係る職員に伝達するものとする。

(モニタリング)

第7条 内部統制の整備及び運用の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的モニタリング

- 2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検・評価により行う。
3 独立的モニタリングは、監事による監査及び監査室による内部監査により行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。